

● ご利用者の皆様へ

本報告書は、鉄道事業法に基づき、新嵐山スキー場の索道輸送の安全確保のための取り組みや、安全の実態について、自ら検証するとともに、お客様をはじめ関係各位に広く理解いただくために公表するものであります。

皆様からの声を輸送の安全に役立てたく、積極的なご意見をいただければ幸いです。

令和8年9月

芽 室 町 長 手 島 旭

安 全 報 告 書 （2025-2026年）

新嵐山スキー場の2025-2026年シーズンにおける索道運営に関する安全の取り組みその他安全に関する情報について、次のとおり公表いたします。

（はじめに）

2025-2026ウインターシーズンは事故もなく、営業を終了することができました。ご利用いただいた多くの皆様に心より感謝申し上げます。来シーズンも更に安全管理と機械の整備に努め、より一層安全なスキー環境を提供したいと考えております。

本シーズンは、暖冬の影響で当初のオープン予定から遅れ、2026年1月4日から営業を開始しましたが、強風の影響により2月23日は、クローズしましたが、翌日から再開し、3月15日を最終日に70日間営業する事ができました。

● 輸送安全を確保するための基本的方針と安全目標

1 輸送の安全を確保するための基本方針

本町は安全を第一に、索道施設及び職員を総合活用して輸送の安全を確保するための管理の方針、その他事業活動に関する基本的な方針を次のとおり定め、関係職員に周知徹底しています。

- （1） 一致団結して輸送の安全確保に努めます。
- （2） 輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。
- （3） 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めます。
- （4） 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをします。
- （5） 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置をとります。
- （6） 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性の確保に努めます。
- （7） 常に問題意識を持ち、安全確保の向上と研究に積極的に取り組みます。

2 輸送に関する安全目標

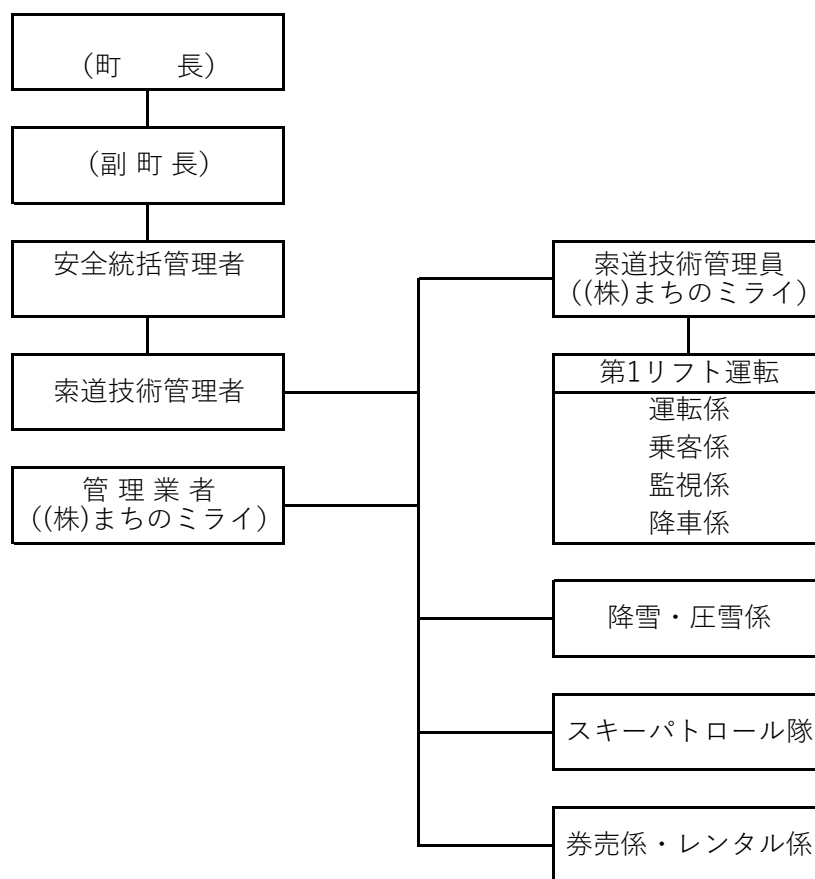
- （1） 始業点検票に基づく安全点検の徹底による安全確保に努める。
- （2） 毎日朝礼を行い、索道技術管理者、勤務員との情報共有を実施する。
- （3） 常に自然環境（気温・天候・風向・風速）に注視し安全確保を実施する。
- （4） 運行中の機器の点検を行い、機器の特徴を理解し安全運航を実施する。
- （5） 1ヶ月検査（必要に応じ臨時検査）の確実な遂行
- （6） 作業時や運行時における安全確保を徹底し「労災事故ゼロ」を目指す。
- （7） ヒヤリハットの集計・分析・問題の抽出・対策を確実に行う。

● 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の体制並びに方法

1 輸送の安全の確保に関する組織体制

- (1) 町長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
- (2) 町長は、輸送の安全を確保するための索道事業の実施及び管理の体制を整備するとともに、索道事業の実施及び管理の方法を定める。
- (3) 町長は輸送の安全を確保するため、索道事業の実施及び管理の状況を把握し、必要な改善を行う。
- (4) 町長は、輸送の安全確保に関する改善施策の決定に際しては、輸送の安全確保に関する業務を統括管理する責務を有することとなる安全統括管理者の、その職務を行う上での意見を尊重する。
- (5) 町長は、事故、事故のおそれのある事態、災害その他輸送の安全確保に支障を及ぼす事態（以下「事故・災害等」という）規模の内容に応じ、対策方法その他必要な事項を職員等に周知・徹底する。

● 安全確保に関する体制



● 責任者の役割及び権限

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 安全統括管理者 | 索道事業の安全の確保に関する業務を統括する。 |
| 2 | 索道技術管理者 | 安全統括管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施設の保守の管理その他の技術上の事項に関する業務を統括する。 |
| 3 | 索道技術管理員 | 索道技術管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施設の保守の管理その他の技術上の事項に関する業務を管理する。 |

● 輸送の安全確保のための取り組み

1 従業員教育

索道施設の操作要領、始業点検要領、各種機器の点検要領について索道協会で実施する専属職員3名に索道管理者基礎講習を受講し、職員の知識と技術等の向上を図り索道技術者を養成しています。

2 緊急時対応訓練

従業員研修後、実際に索道を用いて索道事故や災害を想定した救助訓練を実施しています。

● 索道事故及びインシデントについて

令和8年1月4日～3月15日

1 索道運転事故の発生状況

索道運転事故等の発生はありませんでした。

2 インシデントの発生状況

インシデントの発生はありませんでした。

● 索道運転事故の定義と意義について

索道運転時とは、「索条切断事故、搬器落下事故、搬器衝突事故、搬器火災事故、索道人身傷害事故」を指します。

1 索条切断事故 索条が切れた事故を指します。

2 搬器落下事故 搬器が落下した事故を指します。

3 搬器衝突事故 搬器が他の搬器、または工作物と衝突・接触した事故を指します。

4 搬器火災事故 搬器に火災が発生した事故を指します。

5 索道人身傷害事故 搬器の運転により人の死傷を生じた事故（前述の事故に伴うものを除く）を指します。

インシデントとは、「索道運転事故が発生する恐れがあると認められる事態」であって、鉄道事故等報告規則第4条第2項各号に挙げるものです。

1 索条に重大な損傷が生じた事態

2 索条の張力が異常に増大または低下した事態

3 索条が受索装置、滑車から外れた事態

4 握索又は放索が不完全になった事態

5 支柱、制動装置、保安装置等に搬器の安全運転に支障を及ぼす故障、損傷、破壊等が生じた事態

6 搬器の懸垂部若しくは走行部、握索装置、または接続装置に搬器の安全運転に支障を及ぼす故障、損傷、破壊等が生じた事態

7 搬器が逆走した事態

8 前項に挙げる事態に準じる事態